

事業承継支援に関する連携協定

滋賀県（以下「甲」という。）並びに株式会社日本政策金融公庫大津支店（代表）及び彦根支店（以下「乙」という。）は、事業承継支援に係る相互の連携を円滑にするため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、地域における事業承継支援に係る連携（以下「業務連携」という。）を円滑に行い、相互に協力して地域経済活性化の促進を図ることを目的として締結する。

（連絡窓口の設置）

第2条 甲及び乙は、業務連携に係る窓口を設置し、必要な協力を行うものとする。

（業務連携の内容）

第3条 甲及び乙は、事業承継完了まで、連携して次の事項を行うものとする。

- （1）事業承継支援に関する情報提供
- （2）事業承継支援に関する相談への対応
- （3）事業承継支援に資する融資の推進
- （4）その他事業承継支援に寄与する事項

（情報の定義）

第4条 本協定における情報とは、甲又は乙が、相手方に対して、本協定第1条及び第3条に係る業務連携のために、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本協定締結の前後を問わず、開示した一切の情報をいう。ただし、以下のいずれかに該当する情報は含まれない。

- （1）既に公知となっている情報又は開示後に受領した相手方の責にもよらず公知となった情報
- （2）甲又は乙が開示した時点において、既に受領した相手方が保有していた情報
- （3）受領した相手方が守秘義務を負うことなく、正当な第三者から適法に入手した情報

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく業務連携において知り得た情報を業務連携上必要な範囲においてのみ使用し、相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、個別企業の情報及び個人情報を相手方に提供する場合は、各々の責任において、事前に個別企業等から承諾を得るなどの必要な手続きを行うものとする。

3 本協定の有効期間満了後も第1項は効力を有するものとする。

（個人情報等の取扱い）

第6条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

2 法人の情報については、前項の個人情報に準じて、適正に取り扱うものとする。

（複写及び保管等）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく業務連携において知り得た情報の複写又は複製について、業務連携上必要な範囲で行い、善良な管理者の注意をもって管理し、保管する。

（情報の返還等）

第8条 甲及び乙は、相手方から提供された情報に関して返還の請求があった場合は、これを速やかに返還し、又は相手方の指示に従って処分する。

（漏えいの防止等）

第9条 甲及び乙は、本協定第5条から前条までの義務違反があった場合又は秘密が漏えいするおそれが生じたことを知った場合は、直ちに当該義務違反の是正又は漏えいの防止に努めるとともに、相手方に報告する。

（有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和8年3月末日までとする。ただし、有効期間満了の1ヵ月前までに、甲及び乙のいずれかが相手方に対し別段の意思表示をしない場合は、更に1年間延長されるものとし、以後についても同様とする。

2 前項にかかわらず、甲及び乙は、相手方に対して1ヵ月前までに通知することにより、相手方に何ら責任を負うことなく、本協定を失効させることができるものとする。

（反社会的勢力の排除）

第11条 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）のいずれにも該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたって該当しないことを確約する。

- （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- （3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- （5）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約する。

- （1）暴力的要求行為
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3）取引に関して、脅迫的な行動をし、又は暴力を用いる行為
- （4）風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- （5）その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当することが判明し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をしたとき、又は第1項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、相手方に何らの催告をすることなく、本協定の全部又は一部を解除することができるものとする。

4 前項に基づいて本協定の全部又は一部が解除された場合、第1項又は第2項に違反した当事者は、相手方に生じた一切の損害を賠償するものとし、自らに生じた損害について相手方に何らの請求もできないものとする。

（協議事項）

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈上疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠意をもって協議の上解決する。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が各自署名のうえ、各1通を保管する。

令和7年11月18日

甲 氏 名 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部長 **岡田 暁人**

乙 氏 名 滋賀県大津市梅林一丁目3番10号

株式会社日本政策金融公庫 大津支店

支店長兼国民生活事業統轄 **川瀬 政典**